

仕事と育児の両立を支援する助成金

両立支援等助成金 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」※により、

育児休業の円滑な取得・職場復帰を支援する中小企業に

1人につき 28.5万円

(1事業主最大年2回)

(※) 育休復帰支援プラン・・・労働者の育児休業の取得・職場復帰を円滑にするため、育児休業者ごとに事業主が作成する実施計画。休業に入る前の業務棚卸しや引継ぎの実施方法、休業中の職場情報の提供の実施などを盛り込む。

【活用の流れ①】

「育休復帰支援プラン」による支援の
就業規則等への規定化・周知 (注1)

(注1) 育児休業制度などを労働協約または就業規則に定めていることが必要です。

対象者とプラン作成のための面談 (注2)

プランの作成

(注2) 育児休業取得予定者と上司又は人事労務担当者が面談等を行い、「面談シート」に記録した上で、育休復帰支援プランを作成することが必要です。

プランに基づく引き継ぎ

3ヶ月以上の育児休業の取得

①育休取得時 支給申請

審査・決定



【活用の流れ②】

育休取得時の対象労働者①の同一育児休業について 職場復帰させた場合

①育休取得時 受給

プランに基づく情報提供等を行う

職場復帰前に育児休業取得者と面談等を行う (注3)

原職に復帰 (注4)

6か月継続して雇用 (雇用保険被保険者として)

②職場復帰時 支給申請

審査・決定

(注3) 上司又は人事労務担当者が面談を行い (対面での面談が困難な場合は、電話、メールなどによる相談・調整でも構いません。)、 「面談シート」に記録することが必要です。

(注4) 原職とは、休業前に就いていた部署(※)と同一の部署であり、かつ同一の職務であることを言います。
※「部署」とは組織の最小単位を言い、例えば、「〇〇係」や「〇〇課」などです。



【助成額】

1 企業あたり無期雇用者 1 人、
有期雇用者 1 人の計 2 人まで
<> 内は生産性要件を満たした場合の支給額

休業取得時	28.5万円 <36万円>
職場復帰時	28.5万円 <36万円>

※実際に適用される法令や制度については、改正・変更される場合があります。

 **フクシマ社会保険労務士法人**

〒730-0805

広島県広島市中区十日市町1-1-9相生通り鷹匠ビル2F

[TEL]082-293-8102 / [E-mail]info@jinji-fuku.jp